

台湾原住民の猟銃文化 2013年台湾最高裁判決を中心に

報告概要

かつて台湾原住民族の採集、漁猟の文化は長きにわたり近代国家により違法とされてきた。2005年に台湾の国会で成立した「原住民族基本法」は、ようやく採集、漁猟行為をこれまでの「犯罪行為」という法的な位置づけから解放した。たとえば第19条:「原住民は原住民族地区内において合法的に下記の非営利行為を行うことができる。①野生動物を捕獲すること;②野生植物と菌類を採集すること;③鉱物、土石を採取すること;④水資源を利用すること;⑤前4項については、伝統文化、祭典もしくは自己使用の目的に限る。」

しかし、法律上このように規定されてはいても、実務ではこうした行為が無罪となるのはなかなか困難である。とくに銃砲刀剣類などすべての狩猟道具を暴力装置として国家が独占、管理しなければならないという近代国家の論理によって、武器の使用がタブー視されて久しいゆえに、猟銃による狩猟はつねに厳しく制限されている。また猟銃を所持するだけで検察により訴追されたケースもあとを絶たない。

本報告は、わたし自身もコミットした、2013年に台湾最高裁判所で審理された原住民の猟銃所持事件での弁論を中心にして、台湾原住民族の狩猟文化を法人類学的、法文化学的視点から分析するとともに、国際人権規約の「文化権」の具体化という視点から論議を展開したい。

報告

呉 豪人 (台湾輔仁カトリック大学法学部准教授)

コメント

前田直樹 (広島大学法学部講師)

司会

角田猛之 (法学部教授)

2014

12/3 (水)

14:30~17:00

聴講無料
申込不要

関西大学 千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室

お問い合わせ先

関西大学
研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail: hogakuken@ml.kandai.jp